(4)　**遠洋漁業**

遠洋漁業はかつては漁船漁業生産量の約４割を占めていたが、200海里水域の設定や公海漁業の管理強化等により、平成17年には１割程度まで低下した後、横ばいの傾向である。海外漁場の確保、国際的な資源管理の推進による資源回復を通じた漁業環境の改善に加えて、乗組員（特に航海士・機関士の資格を有する乗組員）の不足、高船齢化等が課題となっている。

このことから、世界各地に展開する我が国遠洋漁業の資源及び漁場を確保するため、国際機関における資源管理において引き続きリーダーシップを発揮し、公海域における資源の持続的利用の確保を図るとともに、海外漁業協力等の推進や入漁国の制度等を踏まえた多様な方式での入漁等を通じ海外漁場での安定的な操業の確保を推進する。また、新たな操業・生産体制の導入、収益向上、コスト削減、ＶＤ（隻日数）の有効活用により、競争力強化を目指した漁船漁業の構造改革を引き続き推進する。さらに、漁船漁業における乗組員の安定的な確保・育成に向けて、漁業団体、労働組織等の間での協議を推進する。

(5)　**養殖業**

養殖においては、魚類、貝類、海藻類、さらには宝飾品である真珠といった多岐にわたる品目が生産されており、魚類養殖を中心に、経営の大規模化が進んでいる。

また、大規模な設備投資が必要となるクロマグロ養殖等を中心として、大手水産会社や総合商社等、資本力のある企業の参入が進んでいる。

養殖業は、同一漁場の利用を継続するために環境への配慮が必要という課題のほか、種苗の安定供給、収益性の向上、需給のバランス、高付加価値化の実現等の課題をそれぞれの品目によって有していることから、以下の取組を行う。

ア　漁場環境や天然資源への負担の少ない養殖

養殖業者が、漁業協同組合（以下「漁協」という。）等が策定する「漁場改善計画」において設定された「適正養殖可能数量」を遵守して養殖を行う場合に、資源管理・収入安定対策によって担い手たる漁業者の収入の安定等を図ることにより、適正養殖可能数量の設定及び遵守を促進し、漁場環境への負担を軽減させる。

また、天然資源の保存に配慮した安定的な養殖生産を実現するため、主に天然種苗を利用しているブリ、クロマグロ等について人工種苗の生産技術の開発や人工種苗への転換を促進する。

イ　安定的かつ収益性の高い経営の推進

魚類養殖業では、飼餌料代がコスト全体の６～７割を占める上、近年、輸入魚粉を主原料とする養殖用配合飼料や国産生餌の価格が高水準かつ不安定なため、引き続き養殖業者の経営を圧迫している。

このため、養殖経営の安定を図るべく、引き続き、養殖用配合飼料の価格高騰対策や生餌の安定供給対策を適切に実施するとともに、魚の成長とコストの兼ね合いがとれた養殖用配合飼料の低魚粉化及び配合飼料原料の多様化を推進する。加えて、魚類養殖は、生産量の増加等により、需給バランスが崩れやすく、価格が乱高下しやすいことから、養殖が経済の中心となっている地域では、価格が暴落すると関連産業を含め広範に深刻な影響を及ぼすこととなる。このため、国内向けには需要の拡大を図るとともに、需要に見合った生産を行い、積極的な輸出拡大を目指す取組を更に進めつつ、消費者ニーズに合致した質の高い生産物の供給や６次産業化による養殖業の成長産業化を推進する。

また、消費者ニーズの高い養殖魚種の生産、陸上や沖合での養殖等の養殖生産の多様化、優れた耐病性や高成長などの望ましい形質を持った人工種苗の導入など、貝類、藻類等の無給餌養殖も含めた養殖生産効率の底上げを図り、収益性を重視した養殖生産体制の導入を図る。

ウ　安全・安心な養殖生産物の安定供給及び疾病対策の推進

消費者に信頼される安全な養殖生産物の安定供給を確保するため、抗菌剤等水産用医薬品の適正使用やまん延防止等の適切な疾病対策、漁場環境への配慮に関する指導の徹底、養殖生産工程の管理手法の普及、貝毒の監視体制の整備等を推進する。

エ　真珠養殖及び関連産業の振興

国民にとってなじみ深い宝石で日本の水産物の主要な輸出品目でもある真珠は、稚貝生産、母貝養殖、挿核手術、真珠（挿核貝）養殖の生産工程により養殖業者が生産した浜揚げ真珠を基に、真珠加工業者やジュエリーメーカーによる多段階の加工工程を経て、最終的には、宝飾品として消費者に届けられる。

このような様々な技術と幅広い関係業界により成り立っている真珠産業の振興を総合的に図るため、平成28年６月７日、真珠の振興に関する法律（平成28年法律第74号）が制定されたことから、同法を踏まえ、幅広い関係業界や研究機関による連携の下で、宝飾品のニーズを踏まえた養殖生産、養殖関係技術者の養成、研究開発の推進、輸出の促進等の施策を推進する。

(6)　**内水面漁業・養殖業**

河川、湖沼等で営まれる内水面漁業・養殖業は、汽水域を含む多様な環境に生息するアユ、ワカサギ、ウナギ、コイ、シジミ等和食文化と密接に関わる食用水産物を供給するほか、ニシキゴイを始めとした観賞用水産物の供給を行っている。また、内水面の第五種共同漁業権を免許された内水面漁業協同組合（以下「内水面漁協」という。）には増殖義務が課せられており、内水面漁業者による水産動植物の増殖や漁場環境の保全・管理を通じて、釣り場や自然体験活動の学習の場といった自然と親しむ機会を国民に提供する等の多面的機能を発揮し、農林業、観光業等とも密接に関連しながら地域産業を形成している。

しかしながら、内水面における漁獲量は減少傾向にあり、水産資源の生息環境の変化、カワウ・外来魚による食害等が要因として指摘されている。さらに、内水面漁協の組合員の減少、遊漁者の減少による収益の悪化により、漁場の管理活動等が停滞し、内水面の水産物の安定的な供給や内水面漁業の有する多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念され、内水面漁業の生産体制の脆弱（ぜい）化は中山間地域社会の活力の低下にもつながるおそれがある。

こうした状況を踏まえ、内水面漁業施策の推進に当たっては、内水面資源の維持増大を図ること、漁場環境の保全・管理のための活動の核として内水面漁協が持続的に活動できるようにすること、及び遊漁や川辺での自然との触れ合いが促進され水産物の販売や農業・観光業との連携による地域振興が進展することを旨として、関係府省、地方公共団体及び内水面漁協等が連携し、必要な施策を総合的に推進することとする。

具体的には、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第９条第１項に定める内水面漁業の振興に関する基本的な方針に基づき、以下の施策を推進する。

①　近年特に被害が広域化・深刻化しているカワウについて、「カワウ被害対策強化の考え方」（平成26年４月23日環境省・農林水産省公表）に掲げる被害を与えるカワウの個体数を平成35年度までに半減させる目標の早期達成を図る。

②　外来魚について、効率的な防除手法の技術開発を進めるとともに、電気ショッカーボート等による防除対策を推進する。

③　冷水病等の伝染性疾病の予防及びまん延防止のため、内水面水産資源に係る伝染性疾病に対する迅速な診断法及び予防・治療技術の開発及び普及を推進する。

④　内水面水産資源の増殖技術の研究開発を推進するとともに、得られた成果の普及を図る。

⑤　浜プラン等の策定及びそれらに基づく内水面水産資源の種苗生産施設等の整備を推進する。